

国土利用計画と土地利用基本計画の関係

京都府国土利用計画

【京都府における土地利用の基本方針】

- ・府域における**土地利用の全体的なビジョンを示す**計画
土地利用に関する基本構想
利用区分ごとの規模の目標及び地域の概要
目標達成のための必要な措置

基本とする

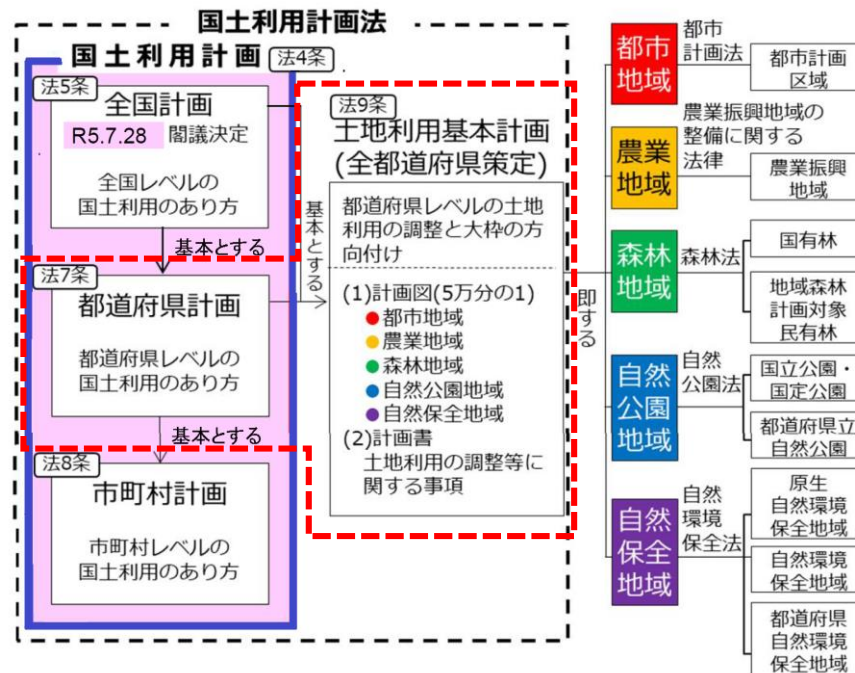
京都府土地利用基本計画

【京都府における土地に関する総合調整】

- ・都市計画法や農振法などの個別規制法に基づく計画や規制の総合調整を行う、個別規制法の上位計画
※具体の開発等は、個別規制法を通じて規制
- ・五地域（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域：左図参照）が重複する地域の土地利用の調整を行う。
- ・「計画図」と「計画書」で構成
 - ・計画書：土地利用の基本方向、地域設定が重複した場合の調整指導方針等を定めたもの
 - ・計画図：五地域の範囲を指定し図面表示

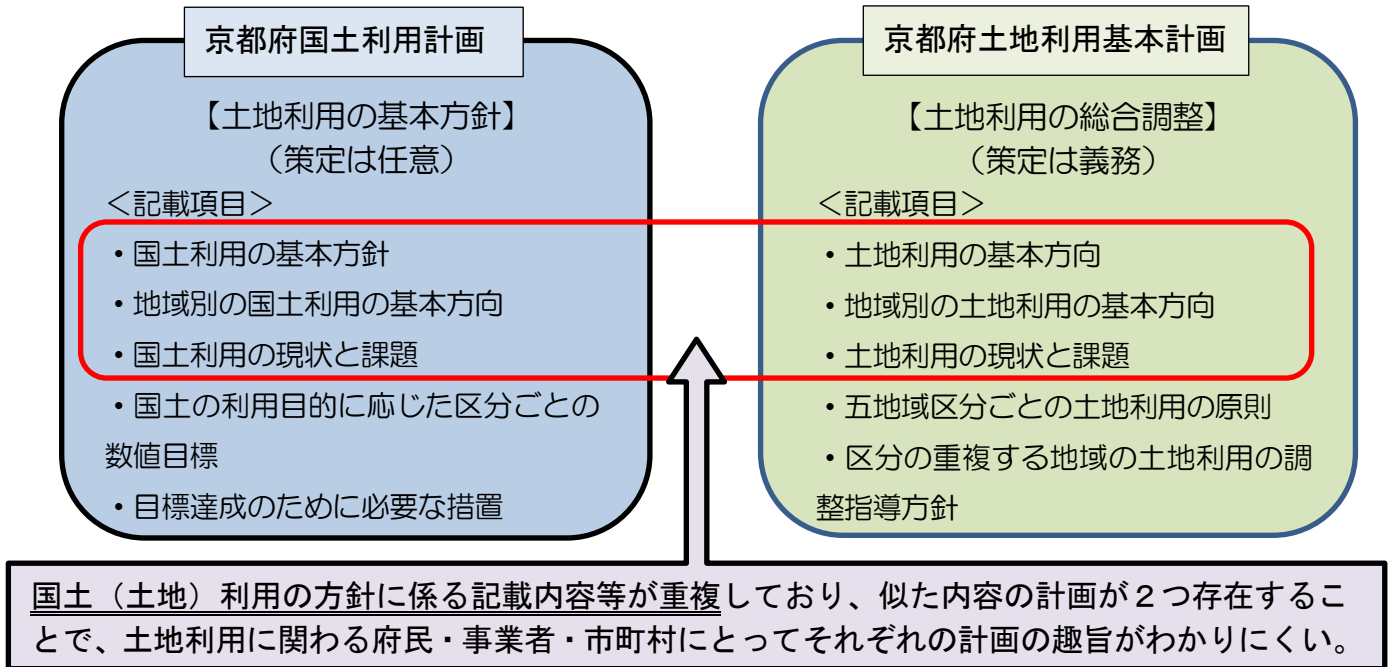
●従来別々に策定されていた計画を今回一本化

※従来別々の計画をそれぞれ参照する必要があったが、基本方針から土地利用の調整までを一本化することで、府内の土地利用の全体像を把握することが容易になり、府民の方々や市町村にとってわかりやすくなる。



京都府国土利用計画・土地利用基本計画の策定（案）について

現 状



策定（案）

国土利用計画と土地利用基本計画を一体の計画として策定し、土地利用の基本方針から総合調整までを体系的に定めた、京都府の土地に係る総合的な基本計画を策定

【令和5年3月15日付け国土交通省国土政策局長通知「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針の改正について」】

- 土地利用基本計画は国土利用計画(都道府県)と一体のものとして策定することが可能であることを明示
→ 今後は両計画を一体として策定する都道府県の増加が見込まれる。

記載事項（案）

国土利用計画と土地利用基本計画とで記載内容が重複している国土利用の基本方針、土地利用の基本方向等の項目については記載を一本化し、それ以外の項目については、すべて記載した計画とする（別添参照）。

京都府国土利用計画と京都府土地利用基本計画の項目比較表

京都府国土利用計画【策定は任意】 (網掛けは法定記載事項)	京都府土地利用基本計画【策定は義務】 (網掛けは法定記載事項)
はじめに	まえがき
1 国土の利用に関する基本構想	第1 土地利用の基本方向
(1) 国土利用の基本方針	1 土地利用の基本方向 1
ア 国土利用をめぐる基本的条件の変化	(1) 基本理念
イ 本計画が取り組むべき課題	(2) 土地利用をめぐる現状と課題
ウ 国土利用の基本方針	(3) 基本方針
(2) 地域類型別の国土利用の基本方向	2 地域別の土地利用の基本方向
ア 都市地域	(1) 丹後地域
イ 農山漁村地域	(2) 中丹地域
ウ 自然維持地域	(3) 南丹（京都丹波）地域
(3) 地域別の概要及び国土利用の基本方向 (現況と課題)	(4) 京都市域
ア 丹後地域	(5) 山城地域
イ 中丹地域	
ウ 南丹（京都丹波）地域	
エ 京都市域	
オ 山城地域	
(基本方向)	
ア 丹後地域	
イ 中丹地域	
ウ 南丹（京都丹波）地域	
エ 京都市域	
オ 山城地域	
(4) 利用区分別の国土利用の基本方向	
2 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	
3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	
(1) 土地利用関連法制等の適切な運用	
(2) 国土の保全と安全性の確保	
(3) 持続可能な国土の管理	
(4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保	
(5) 国土に関する調査の推進	
(6) 土地利用転換の適正化	
(7) 土地の有効利用の促進	
(8) 交流基盤等を活かした地域創生の推進	
(9) 近畿圏及び隣接する府県等との連携	
(10) 計画の効果的な推進	
(11) 府民参画による国土管理の推進	
おわりに	第2 土地利用の調整等
	1 土地利用の原則 3
	(1) 都市地域
	(2) 農業地域
	(3) 森林地域
	(4) 自然公園地域
	(5) 自然保全地域
	2 地域設定の重複する地域における土地利用の調整 指導方針
	(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域
	}
	(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域

赤色太線囲み①は記載内容が重複している項目のため記載を一本化し、
①+②+③で構成する計画を策定